

議事 3 (1) 審議会等について

No	会議名	日時	出席者	概要
1	鳥取県社会教育委員連絡協議会理事会・総会（社教連）	R8.6.4 （次回 R8.9.4）	内藤委員	報告 1 役員改選について 報告 2 令和 8 年度鳥取県社会教育委員連絡協議会表彰 議案第 1 号 令和 7 年度事業報告 議案第 2 号 令和 7 年度収支決算報告 議案第 3 号 令和 8 年度事業計画（案） 議案第 4 号 令和 8 年度収支予算 【その他】 ・第 68 回全国社会教育研究大会大阪大会 ・第 48 回中国四国社会教育研究大会香川大会 ・第 49 回中国四国社会教育研究大会鳥取大会 【研修会】「障害のある人の生涯学習について」 講師 鳥取短期大学 教授 國本 真吾 氏
2	第 49 回中国・四国地区社会教育研究大会実行委員会	〃	内藤委員 新見（事務局）	議案第 1 号 大会趣旨、研究主題について 協議事項 部会の設置について
3	鳥取県社会教育協議会（社教協）	R8.6.1 （次回 R9.2 頃）	（欠席） 新見 （代理）	報告 役員の改選 議案第 1 号 令和 7 年度鳥取県社会教育協議会事業報告 [別冊] 令和 7 年度社会教育関係者研修会等実施報告書 議案第 2 号 令和 7 年度鳥取県社会教育協議会収支決算 議案第 3 号 令和 8 年度鳥取県社会教育協議会事業計画 議案第 4 号 令和 8 年度鳥取県社会教育協議会収支予算(案) 議案第 5 号 監事の選任 【その他】 第 68 回全国社会教育研究大会大阪大会 第 48 回全国公民館研究集会島根県大会兼中国四国地区公民館研究集会島根大会 第 48 回中国四国社会教育研究大会香川大会
4	米子市児童文化センター運営委員会	R8.6.25 （次回 R9.2 頃）	前田委員	議事 1 令和 7 年度事業報告について 議事 2 令和 7 年度モニタリング結果について 議事 3 共創施設整備の検討状況について 開催結果 URL (https://www.city.yonago.lg.jp/48674.htm)
5	米子市図書館協議会	R8.5.29 （次回 R9.1.29）	亀井委員	令和 7 年度事業報告及び決算について 令和 8 年度事業計画及び予算について 開催結果 URL (https://www.city.yonago.lg.jp/48480.htm)
6	米子市読書活動推進ビジョン検討委員会	R8.6.29 （次回 R8.9.17）	河津委員	米子市子どもの読書活動推進ビジョン（第 4 次計画）の概要説明 第 4 次計画の振り返り 第 5 次計画の策定方針

令和 8 年 8 月 2 8 日
社会教育委員会資料
こども政策課

米子市教育振興基本計画(素案案)

(令和 9 年度～令和 1 3 年度)

ふるさとに学び 未来へつなぐ
学ぶ楽しさのあるまち米子



令和 8 年 8 月

米子市
米子市教育委員会

目 次

第1章 米子市教育振興基本計画の改訂にあたって

- 1 改訂の背景と趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 基本計画の性格・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 基本計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 4 基本計画の構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 5 改訂の主な内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第2章 米子市の教育基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

「ふるさとに学び 未来へつなぐ 学ぶ楽しさのあるまち米子」

第3章 米子市の基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

- 1 心を育む学びのあるまち
- 2 学ぶ楽しさのあるまち
- 3 郷土で育む学びのあるまち
- 4 健康で安心して学べるまち

第4章 基本施策

- 1 心を育む学びのあるまち
 - 基本施策 1－1 豊かな心と創造性をもった子どもの育成・・・・・・・・ 5
 - 基本施策 1－2 安全で安心な学校施設の実現と環境に配慮した学校教育環境
の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
 - 基本施策 1－3 学校 I C T 環境の整備・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
 - 基本施策 1－4 通学路の安全確保・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

基本施策 1 – 5	学校図書館の充実	11
2	学ぶ楽しさのあるまち	
基本施策 2 – 1	確かな学力を身につけた子どもの育成	13
基本施策 2 – 2	子ども読書活動の推進	16
基本施策 2 – 3	生活に役立つ図書館機能の発揮	18
3	郷土で育む学びのあるまち	
基本施策 3 – 1	学校給食における地産地消の推進	20
基本施策 3 – 2	多様な人材育成の推進	22
基本施策 3 – 3	歴史文化遺産の保存と活用	24
基本施策 3 – 4	文化芸術活動の推進	26
基本施策 3 – 5	学びあう地域づくりの支援	27
基本施策 3 – 6	公民館活動の充実	29
基本施策 3 – 7	子ども地域活動の支援	30
基本施策 3 – 8	家庭教育の支援	31
4	健康で安心して学べるまち	
基本施策 4 – 1	健康でたくましく、命を大切にする子どもの育成	33
基本施策 4 – 2	学校における食育の推進	36
基本施策 4 – 3	スポーツに親しむことのできる環境づくり	38

第1章 米子市教育振興計画の改訂にあたって

1 改訂の背景と趣旨

本市では、平成24年10月に「ふるさとに学び 未来へつなぐ 学びのあるまち米子」を教育基本理念とする「米子市教育振興基本計画」を策定し、本市教育の総合的な推進に努めてまいりました。現行の計画（令和4年度～令和8年度）が満了を迎えるにあたり、これまでの取組の成果と課題を検証するとともに、激変する社会情勢と多様化・複雑化する社会課題に柔軟かつ迅速に対応するため、令和9年度から令和13年度までを期間とする新たな計画へと改訂します。

前計画の策定以降、我が国および本市を取り巻く環境は、これまでにないスピードと規模で変化しています。デジタル技術の分野では、生成AIをはじめとする最先端技術が急速に社会へ浸透し、「Society 5.0」が本格化しています。教育現場においては、1人1台タブレット端末の活用が日常化する一方で、端末の更新期を迎えており、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実させることが不可欠となっています。

また、少子高齢化・人口減少の進行は一段と加速しており、地域のつながりの希薄化など、地域コミュニティの維持そのものが深刻な課題となっています。これに伴い、家庭の教育力の格差や子どもの孤立、経済的困窮を背景とした子どもの貧困、そしていじめや不登校の急増など、子どもたちを取り巻く環境は極めて複雑化・多様化しています。このような中、国においては「こども基本法」の施行や「こども大綱」の策定など、社会のあらゆる分野において「こどもまんなか」の視点に立ち、こどもや若者を権利の主体として尊重する施策展開が義務付けられました。本市においては、これらに先駆けて令和3年12月に、就学前から義務教育、社会的自立までを包括的に支える「こども総本部」を設置し、先進的なこども・子育て施策を展開してきたところです。

本市が培ってきたこれらの強みを基盤とし、次世代を担う子どもたちの育ちと、市民一人一人の生涯にわたる学びを支えるため、本計画の改訂を行うものです。

2 基本計画の性格

本計画は、米子市教育委員会が中長期的に目指すべき姿や取組の方向性等について示したものであり、本市教育の基本指針となる、教育基本法第17条第2項の規定に基づく本市における教育の振興のための施策に関する基本的な計画です。

また、本市の「教育に関する大綱」や「米子市まちづくりビジョン」の方向性等も踏まえた計画としています。

3 基本計画の期間

計画期間は、令和9年4月から5年間とします。

なお、計画期間内であっても、必要があれば、見直しを行うなど、柔軟な対応を行います。

4 基本計画の構成

- ・本市教育が中長期的に目指すべき姿を「基本理念」として示し、基本理念を踏まえて本市教育で目指す姿、具体的な能力などを、基本理念を支える4つの基本目標として示しています。
- ・具体的な施策を実施するに当たり、基本目標ごとに、5年間で達成しようとする基本施策を定め、基本施策とその主な取組を、毎年度、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、点検、評価するとともに、新たな取組へ反映させていくこととします。

5 改訂の主な内容

基本理念を、「ふるさとに学び 未来へつなぐ 学ぶ楽しさのあるまち米子」とします。

基本目標は継承し、その実現に向けた具体的な取組である基本施策を改訂します。

複雑化する教育課題に対応するため、米子市が目指す教育の方向性を市全体で共有・周知するとともに、市長部局と教育委員会が一体となって施策を推進するため、計画の対象となる分野を拡大し、教育全体の方向性を示すとともに、進捗管理を行います。

第2章 米子市の教育基本理念

豊かな人間性と文化が育まれた「ふるさと」で、世代を超えて互いにつながり「学びあい」、誰もが楽しさを感じながら、新たな価値観を創造し「未来」を切り拓く教育を目指します。本市教育の基本理念を「ふるさとに学び 未来へつなぐ 学ぶ楽しさのあるまち米子」とします。

米子市の目指す教育基本理念



ふるさとに学び 未来へつなぐ
学ぶ楽しさのあるまち米子



○ふるさとに学び

本市にある地域固有の文化や伝統、歴史、自然について理解を深め、ふるさと米子の素晴らしさを知り、郷土を愛し米子で育ったことに自信と誇りを持って世界に羽ばたいていけるよう、人を育み、文化を創造できるまちづくりを目指します。

○未来へつなぐ

本市が今後ますます発展し未来を切り拓いていくためには、教育の中で自己実現を目指す自立した人間や創造性に富んだ人間の育成を図りながら、社会の形成に主体的に参画し社会に貢献できる人づくりが求められています。

そのために、さまざまな学びや体験を通して、市民一人一人が未来に向けてたくましく生きていけるまちづくりを目指します。

○学ぶ楽しさのあるまち米子

まちづくりの基盤となるものは人づくりです。そこで、人づくりの基本は教育にあるという理念の下、市民の誰もが自らの向上のために、生涯を通じて心のゆとりや豊かさを感じながら、主体的に学ぶ楽しさを感じることができるまちづくりを目指します。

第3章 米子市の基本目標

1 心を育む学びのあるまち

心の豊かさを持つとともに生きがいがあふれる豊かな人生を送ることができるよう、人と人との関わり合いの中で、互いに認め合いながら心の交流を図ることのできる学びの機会の提供に努めます。

<目指す市民の姿>

- 互いの違いを認め合いながら、自他の命の大切さを意識し他人を思いやる心と態度が備わっています。
- 自ら率先してあいさつを交わし、社会のきまりやモラルが守れるまちづくりを目指しています。

2 学ぶ楽しさのあるまち

学んだことをいかしながら創造力と実践力が育まれるよう、どの世代においても様々な体験を通して発見や豊かな学びが獲得できる場の提供に努めます。これからの社会をたくましく生きていくための「生きる力」と「確かな学力」の育成を包括的に支えるとともに、すべての子どもが将来に希望を持てる環境づくりに取り組みます。

<目指す市民の姿>

- 学ぶ楽しさを知り、自ら進んで学ぼうとする姿勢があります。
- 生涯を通して学ぶ楽しさを身につけ、学んだことを生活や行動、まちづくりにいかします。

3 郷土で育む学びのあるまち

米子の財産である豊かな自然や歴史・文化遺産を保護・保存・継承・活用していくとともに、その魅力と価値を発信しながら、市民が郷土に誇りを持てる学びの創造に努めます。

<目指す市民の姿>

- 米子の地理や歴史を学びながら、米子の自然や伝統・文化を理解しています。
- 郷土である米子を愛し、誇りを持ってまちづくりを進めています。

4 健康で安心して学べるまち

生涯にわたり健康で明るく活力ある生活を送ることができるよう、健康に関する情報発信や啓発を行いながら、誰もが目的や年齢等に応じたスポーツに親しむことができる場の提供と全ての施設で安心して学べる環境整備に努めます。

<目指す市民の姿>

- 食生活の大切さを理解して健康的な体づくりを目指しています。
- 規則正しい生活と適切な食生活を送り、健康な体づくりに努めています。

第4章 米子市の基本施策

1 心を育む学びのあるまち

基本施策1－1 豊かな心と創造性をもった子どもの育成

担当課：学校教育課	
案	改正前
昨今の子どもたちには、他者の気持ちを思いやり、協調したりする力や、自尊感情の希薄さが見受けられます。また、人口減少・少子高齢社会を背景に、地域社会のつながり・支え合いの希薄化や、家庭・地域の教育力の低下に伴う子どもたちの規範意識の低下などが課題となっています。このような背景の中で、いじめ、不登校など、様々な課題が生じています。 こうした課題を解決するために、自他を尊重する態度や、多様な他者とよりよくかかわる力、自主的・自治的な力などを、学校と家庭・地域社会が一体となって育んでいく必要があります。	昨今の子どもたちには、他者の気持ちを思いやり、協調したりする力や、自尊感情の希薄さが見受けられます。また、人口減少・少子高齢社会を背景に、地域社会のつながり・支え合いの希薄化や、家庭・地域の教育力の低下に伴う子どもたちの規範意識の低下などが課題となっています。このような背景の中で、いじめ、不登校など、様々な課題が生じています。 こうした課題を解決するためには、自他を尊重する態度や、多様な他者とよりよくかかわる力、自主的・自治的な力などを、学校と家庭・地域社会が一体となって育んでいく必要があります。
変更点	
・施策目標の達成に一定の成果を上げていることから、基本的な方向性を維持し、課題解決に向けて次期計画でも継続して推進する。	

主な取組

①心の教育の充実

担当課：学校教育課	
案	改正前
思いやりの心を持ち、かけがえのない自他を尊重することの大切さを実感できるよう、豊かな体験活動や自主的・自治的な取組、道徳教育の一層の充実を図ります。 また、支え合い共に生きる福祉の心を育むとともに、家庭や地域社会との連携を図り、美化活動、ボランティア活動、交流活動などを通して、協力や奉仕の態度、実践力の育成に努めます。	思いやりの心を持ち、かけがえのない自他を尊重することの大切さを実感できるよう、豊かな体験活動や自主的・自治的な取組、道徳教育の一層の充実を図ります。 また、支え合い共に生きる福祉の心を育むとともに、家庭や地域社会との連携を図り、美化活動、ボランティア活動、交流活動などを通して、協力や奉仕の態度、実践力の育成に努めます。
変更点	
・施策目標の達成に一定の成果を上げていることから、基本的な方向性を維持し、課題解決に向けて次期計画でも継続して推進する。	

②人権教育の充実

担当課：学校教育課	
案	改正前
個性や価値観などの多様性を認め合い、他者の人権を尊重するとともに、自分に自信と誇りを持てる教育の充実に努めます。 また、自他を尊重する態度を育成するため、人権に対する正しい理解を深め、人権問題を自らの問題として自覚できる豊かな人権感覚と、生活の中にある課題の解決を図っていく実践的な態度の育成に努めます。	個性や価値観などの多様性を認め合い、他者の人権を尊重するとともに、自分に自信と誇りを持てる教育の充実に努めます。 また、自他を尊重する態度を育成するため、人権に対する正しい理解を深め、人権問題を自らの問題として自覚できる豊かな人権感覚と、生活の中にある課題の解決を図っていく実践的な態度の育成に努めます。
変更点	
・施策目標の達成に一定の成果を上げていることから、基本的な方向性を維持し、課題解決に向けて次期計画でも継続して推進する。	

③生徒指導の充実

担当課：学校教育課	
案	改正前
児童生徒の実態を的確にとらえ、個に応じたきめ細かな指導・支援の充実に努めるとともに、誰もが安心でき、安全で楽しい学校づくりのために、児童生徒の自主的・自治的な活動を推進します。 また、不登校やいじめ、児童生徒の問題行動といった課題を解決するために、校内指導体制を一層充実させたり、多様な学びの場を保障したりするとともに、教育相談活動の充実や関係諸機関との連携を図り、学校と家庭・地域社会が一体となった生徒指導を推進します。	児童生徒の実態を的確にとらえ、個に応じたきめ細かな指導・支援の充実に努めるとともに、誰もが安心でき、安全で楽しい学校づくりのために、児童生徒の自主的・自治的な活動を推進します。 また、多様化する児童生徒の問題行動や、深刻化するいじめ・不登校の課題を解決するために、校内指導体制を一層充実させたり、多様な学びの場を保障したりするとともに、教育相談活動の充実や関係諸機関との連携を図り、学校と家庭・地域社会が一体となった生徒指導を推進します。
変更点	
・依然不登校やいじめは大きな課題であることから、解決、改善に向けて次期計画でも引き続き取組を推進する姿勢を示した。	

④ふるさと・キャリア教育の充実

担当課：学校教育課	
案	改正前
地域の自然や環境・文化財や産業・先人の業績など、ふるさとについて理解を深めるとともに、地域の未来の担い手として、ふるさに愛着を持ち、ふるさに貢献したいという意識の醸成を図ります。 また、キャリア教育を充実させ、将来にわたって郷土を思い、様々な機会に郷土を支えていこうとする態度や実践力を育成します。	地域の人材や教材に触れることを通して、郷土の豊かな自然・歴史・文化遺産・伝統などを学び、郷土に対する誇りと愛着が持てる教育を推進します。 また、キャリア教育を充実させ、将来にわたって郷土を思い、様々な機会に郷土を支えていこうとする態度や実践力を育成します。
変更点	
・ふるさとへの理解、愛着、貢献など生まれ育った地域への思いを醸成する姿勢を示した。	

基本施策 1－2 安全で安心な学校施設の実現と環境に配慮した学校教育環境整備の推進

担当課：こども施設課	
案	改正前
老朽化が進む学校施設の大規模改修等を計画的に実施し、教育環境の改善と施設の長寿命化を図ります。また、災害時における児童生徒の安全確保や避難所としての機能強化を目的とした「非構造部材の耐震化」に努めます。なお、長寿命化改修などの施設整備に際しては、環境負荷の低減を念頭に取組を進めます。	老朽化が進行している学校施設の大規模改修を実施し、教育環境の改善と施設の長寿命化を図ります。また、地震等の災害発生時に児童生徒の安全を確保するとともに、地域住民の避難所としての役割を果たすため、非構造部材の耐震化に努めます。（改正前：基本施策 1－2） 学校施設の維持管理に必要な管理・修繕工事の実施にあわせて、教育環境の充実や施設のバリアフリー化と老朽化した施設の長寿命化に際して、環境に配慮した学校施設整備を計画的に推進します。（改正前：基本施策 1－3）
変更点	
・学校施設の長寿命化に向けた整備をより計画的に推進する姿勢を示した。 ・環境への配慮について、「環境負荷の低減」という具体的な取組を示した。	

主な取組

①学校施設大規模改修・非構造部材の耐震化

担当課：こども施設課	
案	改正前
老朽化が進む学校施設の構造体の改修及びライフライン設備の更新等を行い、児童生徒の安全安心を確保し、教育環境の改善及び施設の長寿命化を図ります。 また、災害時における児童生徒の安全確保及び避難所としての機能向上を図るため、非構造部材の耐震化に努めます。	老朽化が進行している学校施設の構造体の長寿命化やライフラインの更新等を行い、児童生徒の安全安心を確保し、教育環境の改善及び施設の長寿命化を図る改修を行います。

変更点
・「避難所としての機能向上を図ること。」を新たに明記し、防災拠点としての役割を強化する姿勢を示した。

②学校施設整備（改修）事業

担当課：こども施設課	
案	改正前
児童生徒の安全に関わるもの、授業などに影響を及ぼすもの、及び施設を維持する上で必要なもの等の整備（改修・修繕）を行います。 また、多目的トイレやスロープ等の整備によるバリアフリー機能の向上を図り、だれもが利用しやすい施設整備に努めます。	児童生徒の安全に関わるもの、授業などに影響を及ぼすもの、及び施設を維持する上で必要なもの等の整備（改修・増築）を行います。 障がいのある児童生徒が支障なく学校生活を送れるよう、また、地域コミュニティの拠点及び避難所として十分な機能を果たすよう、スロープ等整備に努めます。（改正前：基本施策1-3 学校施設のバリアフリー化事業）
変更点	
・整備の定義を「改修・増築」から「改修・修繕」へと改め、既存施設の長寿命化や適切な維持管理に注力する姿勢を明確にした。 ・単にスロープ等の設備を整えるだけでなく、「バリアフリー機能の向上」という目標を明記するとともに、「多目的トイレ」を新たに明記し、誰もが利用しやすい環境づくりとして具体化した。	

③環境に配慮した学校教育環境整備の推進

担当課：こども施設課	
案	改正前
学校施設の改修等に当たっては、節電・節水効果の高い製品を採用するなど、環境負荷の低減に配慮した整備に努めます。	学校施設の維持管理に必要な改修工事等の実施にあたり、環境負荷の軽減につながる部材等の採用に努めます。
変更点	
・「節電・節水効果の高い製品の採用」を明記し、環境負荷の低減の取組を具体化した。	

基本施策 1－3 学校 I C T 環境の整備

担当課：こども施設課	
案	改正前
個別最適な学びと教え合い学び合う協働学習を実現させるため、児童生徒一人 1 台タブレット端末などの I C T 機器を安定して活用することが可能なネットワーク環境を整備するとともに、学校業務支援システムの活用を図りながら、ICT 機器を活用した教育環境の整備に努めます。	I C T 機器の利用が児童生徒の学習への興味関心を高め、教え合い学び合う協働学習にも有効と考えられることから、段階的にインフラ、I C T 機器の整備を行い、併せて学校業務支援システムの導入と活用により、教育の情報化の推進を図ります。
変更点	
・ I C T 環境が実用段階に移行している状況を踏まえ、「段階的な整備」から、一人 1 台端末を日常的に「安定して活用することが可能なネットワーク環境の整備」へ表現を改めた。	

主な取組

① I C T 機器整備事業

担当課：こども施設課	
案	改正前
教育用パソコンや児童生徒及び教職員に対する一人 1 台タブレット端末の着実な整備・更新を実施します。あわせて、これらを安定して運用するための無線 LAN 機器の増強等を行い、校内ネットワーク環境の最適化に努めます。	教育用パソコン等の機器の更新、タブレット端末等の整備及び無線 LAN 機器の増強等を進めます。
変更点	
・単に端末を「整備する」だけでなく、「一人 1 台タブレット端末の着実な整備・更新」と言葉を改め、定着した端末環境を今後も維持・更新し続けていく持続可能な運用の姿勢を示した。	

基本施策 1－4 通学路の安全確保

担当課：こども支援課	
案	改正前
児童生徒が安全に安心して通学するため、	児童生徒が安全に安心して通学するため、

米子市通学路交通安全プログラムに基づき、関係機関が連携して危険箇所の安全対策を推進し、通学路の安全確保を図ります。	米子市通学路交通安全プログラムに基づき、関係機関が連携して危険箇所の安全対策を推進し、通学路の安全確保を図ります。
変更点	
・通学路の安全確保については関係機関との連携が重要であるため、基本施策内容に変更はなく引き続き通学路の安全対策の推進を図る。	

主な取組

①危険箇所における安全対策と効果把握による対策の改善・充実

担当課：こども支援課	
案	改正前
各学校で通学路の安全点検を行い、連絡協議会で協議するとともに、教育委員会、警察、道路管理者及び学校等の関係機関が危険箇所について合同点検を実施し、通学路の安全対策を実施します。	各学校で通学路の安全点検を行い、連絡協議会で協議するとともに、教育委員会、警察、道路管理者及び学校等の関係機関が危険箇所について合同点検を実施し、通学路の安全対策を実施します。
変更点	
・主な取組の内容に変更はなく、安全対策の効果把握による対策の改善・充実に引き続き取り組む。	

基本施策 1－5 学校図書館の充実

担当課：こども施設課・学校教育課	
案	改正前
児童生徒が自ら調べ、考え、学ぶ力を育成する拠点とするため、計画的な図書の更新による蔵書の量と質の充実に加え、司書教諭や学校司書の専門性を活かした魅力ある図書館環境の構築により、学校図書館の充実を図ります。	心豊かな感性を育み、自ら学ぶ力を育む学校図書館は、子どもたちの健全育成と学習支援を行う重要な拠点であり、蔵書数の充実に加えて、本の読み聞かせや朝読書など、児童生徒に読書に興味を持たせ、親しめる図書館づくりに努めます。
変更点	
・「読書に興味を持たせる」ということから、児童生徒が「自ら調べ、考え、学ぶ力を育成する拠点」へ、より主体的・探究的な学習を支える場としての機能を明確にした。	

・単に「蔵書数の充実」を目指すだけでなく、「計画的な図書の更新による蔵書の量と質の充実」へと改めた。

主な取組

①学校図書館運営事業

担当課：こども施設課・学校教育課	
案	改正前
全小中学校への学校司書の配置を継続し、司書教諭との連携体制の維持に努めます。 また、計画的な図書の更新により蔵書の鮮度を維持するとともに、学習単元と連動した企画展示や、図書配架の工夫などにより、児童生徒が日常的に足を運びたい学習・読書空間の構築に努める。	学校司書と司書教諭とが連携し、朝読書や読み聞かせ、調べ学習など、子どもたちを本や読書に親しませる活動を推進することにより、児童生徒一人当たりの貸出冊数の増加に努めます。
変更点	
・「全小中学校への学校司書の配置を継続」と明記し、全校一律の支援体制を維持する姿勢を示した。 ・単に「貸出冊数の増加」を目指すのではなく、「児童生徒が日常的に足を運びたい空間の構築」そのものを目指す方向を示した。	

2 学ぶ楽しさのあるまち

基本施策 2 - 1 確かな学力を身につけた子どもの育成

担当課：学校教育課・こども政策課・こども施設課・こども支援課・こども相談課	
案	改正前
情報化やグローバル化、絶え間ない技術革新などを背景とした、予測困難で、個人では解決できない課題に直面するこれからの社会をたくましく生きていくための「生きる力」を育むためには、知識・技能や思考力・判断力・表現力、学習意欲などの確かな学力の育成が必要です。 また、習得した知識を活用する力を伸ばすことや計画的な家庭学習の定着などに課題があります。 こうした力を育成するために、教師の確かな授業力、子ども一人一人を最大限成長させるためのきめ細かな支援の充実、ICTのより効果的な活用、小・中学校で連携した教育、英語教育や体験的な活動の推進、家庭との連携などに取り組みます。	情報化やグローバル化、絶え間ない技術革新などを背景とした、予測困難で、個人では解決できない課題に直面するこれからの社会をたくましく生きていくためには、知識・技能はもとより、思考力・判断力・表現力や学びに向かう力・人間性の醸成が必要です。こうした力を育成するためには、教師の確かな授業力、一人一人が持っている力を最大限伸ばすための個に応じたきめ細かな支援、ICTを活用しながらの効果的な指導などが必要です。
変更点	
・本市児童生徒の課題である「習得した知識を活用する力」や「計画的な家庭学習の定着」に向け、更なる取組の充実が必要な教育内容について具体的に示した。	

主な取組

①学力の向上を図る学びの充実

担当課：学校教育課	
案	改正前
学力や学習習慣の状況を的確に把握し、指導と評価の一体化、個に応じた支援、家庭と連携した学習習慣の定着等を行うことで、基	学力や学習習慣の状況を的確に把握し、指導と評価の一体化、個に応じた支援、家庭と連携した学習習慣の定着等を行うことで、基

礎的・基本的な学力の定着を図ります。 また、I C Tの効果的な活用や探究的な学びの充実により、主体的・対話的で深い学びを実現し、思考力・判断力・表現力その他の能力の育成に努めます。	礎的・基本的な学力の定着を図ります。 また、I C Tを効果的に活用しながら、主体的・対話的で深い学びを実現する授業を行うことで、思考力・判断力・表現力その他の能力の育成に努めます。
変更点	
・主体的・対話的で深い学びを実現するために、探究的な学びの充実について取組を進める姿勢を示した。	

②特別支援教育・インクルーシブ教育の推進

担当課：学校教育課・こども支援課	
案	改正前
ユニバーサルデザインの授業を行うとともに、個に応じたきめ細かな支援を可能とするための校内体制を整備します。 また、児童生徒の障がいの種類や程度、能力や適性に応じた多様な学びの場を保障することで、個々の教育的ニーズに応える特別支援教育を推進するとともに、共生社会に向けたインクルーシブ教育の充実に努めます。	ユニバーサルデザインの授業を行うとともに、個に応じたきめ細かな支援を可能とするための校内体制を整備します。 また、児童生徒の障がいの種類や程度、能力や適性に応じた多様な学びの場を保障し、特別支援教育を推進するとともに、共生社会に向けたインクルーシブ教育の充実に努めます。
変更点	
・個々の教育的ニーズに応えるための特別支援教育に取り組む姿勢を示した。	

③切れ目ない支援体制の推進

担当課：学校教育課・こども政策課・こども相談課・こども施設課	
案	改正前
就学前から進学・就労まで子どもの育ちと学びを連続的に捉え、一人一人に応じた一貫した支援体制を整備します。 幼児教育において遊びや生活を通して主体性や協働性を育むとともに、そこで育んだ豊かな	就学前段階から義務教育段階、進学・就労段階に至る過程で、円滑な支援の引き継ぎが行えるよう、支援体制を整備します。 また、教育と福祉・医療・労働分野等の関係機関との連携体制を整備し、児童生徒の教

学びを小学校教育へ円滑につなぐため、教職員の相互理解や交流、支援を必要とする子どもの確実な引き継ぎを推進します。 また、教育・福祉・医療・労働分野等の連携を強化し、安心して成長できる環境づくりに努めます。	育や支援の充実を図ります。
変更点	
・幼児教育について記載するとともに、各関係機関との連携の強化について明記した。	

④外国語・英語教育の充実

担当課：学校教育課	
案	改正前
外国語指導助手（A L T）や地域人材の活用、教科担任制の実施、小中連携を行いながら、外国語・英語教育の充実を図ります。 また、児童生徒のコミュニケーション能力の育成に努めるとともに、中学生の海外派遣などを活用することで、諸外国の多様な生活や異文化への理解を深め、尊重する態度を育成します。	外国語指導助手（A L T）や地域人材の活用、教科担任制の実施、小中連携を行いながら、外国語・英語教育の充実を図ります。 また、児童生徒のコミュニケーション能力の育成に努めるとともに、諸外国の多様な生活や異文化を理解・尊重する態度を育成します。
変更点	
・国際社会や地域社会のグローバル化に主体的に対応できる児童生徒を育成するための取り組みを充実させる姿勢を示した。	

⑤情報教育と I C T 活用による授業の充実

担当課：学校教育課	
案	改正前
情報教育の充実を図ることにより、発達段階に応じた情報活用能力を身に付け、情報や ICT を主体的、創造的に活用し、デジタル社	必要な情報を主体的に収集、処理、発信する能力を育成するとともに、発達段階に応じて、情報モラルに関する意識を高め、高度情報

会をよりよく生きる力の育成を図ります。 また、GIGAスクール構想において、ICT機器を活用した指導体制の充実を図るとともに、ソフトウェア及び情報通信ネットワークを活用した授業実践に努めます。	化社会に対応できる態度や能力の育成を図ります。 また、タブレット端末などのICT機器、ソフトウェア及び情報通信ネットワークを活用した授業実践に努めます。
変更点	
・高度情報化社会に対応することに留まらず、情報を「主体的・想像的に活用すること」や「デジタル社会をよりよく生きる力」を育むことの重要性を示し、指導体制のさらなる充実を図る姿勢を示した。	

⑥経済的状況によらない子どもたちの学びや体験の機会の確保

担当課：こども政策課・こども支援課・こども相談課・学校教育課	
案	改正前
経済的に困難な状況にある子どもたちが安心して学び、豊かな体験を通じて成長できるよう、相談支援や地域と連携した食支援、居場所確保など、福祉的な支援と合わせて、就学援助などの経済的支援や学習支援を推進します。 また、支援を要する子どもや家庭を早期に把握して適切な支援へつなぎ、全ての子どもが将来に希望を持ち、可能性を伸ばせる環境づくりに取り組みます。	新規
変更点	
※新規のため記載なし。	

基本施策 2-2 子ども読書活動の推進

担当課：市立図書館	
案	改正前
子どもの頃から読書に親しむことは、子どもの成長や発達に重要であることから、子ども読書活動の推進が求められ、図書館は、子どもの読	子ども読書活動推進にあたっては、児童図書 の充実や子どもたちが本に親しむ機会の提供が重要です。引き続き、魅力ある本の収集やその

書活動を支える拠点として、子どもの読書意欲を向上させるよう、その発達段階に応じた読書活動の支援に取り組む必要があります。このため、乳幼児や中高生（ヤングアダルト）に対するものを含め、子ども読書活動推進事業の各種行事を多角的に実施し、これらを効果的に広報することにより、子どもたちが本に親しむ機会を提供します。加えて、公用車を使った配本（米子方式）を継続実施し、学校図書館を支援します。	情報を発信することにより、子どもたちの読書意欲を向上させるとともに、新規利用者（特に中高生）を取り込むための工夫が必要となります。 子どものころから読書に親しむことは、子どもの成長や発達にとっても重要です。図書館は、子どもの読書活動を支える拠点として、児童図書の実や子どもの発達段階に応じた読書活動の支援に取り組みます。
変更点	
・子どもたちが本に親しむ機会の提供に当たっては、「各種行事の多角的な実施と効果的な広報」が必要であることから、このことを明記した。 ・学校図書館の支援として実施している「公用車を使った配本（米子方式）」も子ども読書活動の推進に大きく寄与していることから、この継続実施について改めて明記した。	

主な取組

①乳幼児期から本に親しむ機会の創出

担当課：市立図書館	
案	改正前
乳児に向けたブックスタート支援事業に図書館司書を派遣し、絵本の読み聞かせや絵本を通じたふれあいの大切さについて保護者に伝えるとともに、図書館においては乳幼児に向けた絵本コーナーの充実に努めます。 また、図書館においては、ボランティアの協力も得ながら、定例及びイベントでの「おはなし会」を実施します。	乳児向けには、ブックスタート支援として、絵本の読み聞かせや絵本を通じたふれあいの大切さについて保護者に伝えるとともに、図書館においては絵本コーナーの充実に努めます。 また、ボランティアの協力も得ながら、定例の「おはなし会」を実施します。
変更点	
・引き続き実施しているブックスタート支援事業への「図書館司書の派遣」について明記した。 ・引き続き実施している「イベントでのおはなし会の実施」について明記した。	

②子ども読書活動推進事業の実施

担当課：市立図書館	
案	改正前
子ども読書活動推進事業の各種行事を多角的に実施し、これらを効果的に広報することにより、子どもたちが本に親しむ機会を提供するとともに、ヤングアダルトコーナーの充実、推薦図書の紹介などにより、中高生の図書館利用を促進します。 加えて、学校における読書活動・学習活動に役立てるため公用車を使った配本（米子方式）を継続実施し、学校図書館を支援します。	創意工夫した子ども向け行事を開催し、本に親しむ機会を作ります。 ヤングアダルトコーナーの充実を図るとともに、推薦図書の紹介などにより中高生の利用促進に努めます。
変更点	
・子どもたちが本に親しむ機会の提供に当たっては、「各種行事の多角的な実施と効果的な広報」が必要であることから、このことを明記した。 ・学校図書館の支援として実施している「公用車を使った配本（米子方式）」も子ども読書活動の推進に大きく寄与していることから、この継続実施について改めて明記した。	

基本施策２－３ 生活に役立つ図書館機能の発揮

担当課：市立図書館	
案	改正前
図書館は、地域の「知の拠点」、また「情報センター」として市民の役に立つ機能を発揮し、多くの市民に利用されることが求められています。図書館利用の拡大を図るため、市民の多様なニーズの的確な把握、職員の選書能力の更なる向上に努めつつ、実用書・一般教養書などを収集し、生活に役立つ図書の質的向上を図るとともに、効果的な図書の展示や適切なレファレンス（資料相談）への対応により、その利用	蔵書数や貸出冊数は年々増加しており、利用者の満足度は向上してきていますが、今後は市民のニーズを的確に把握し、生活に役立つ実用書などの収集や更なる職員の選書能力やレファレンス力の向上を図る必要があります。地域の「知の拠点」として、また「情報センター」として、快適で利用しやすく開かれた図書館を目指し、市民の生活に役に立つ資料の充実を図ります。

を促進します。また、引き続き、多様な関係機関と連携し相談会や講演会などを開催することにより、利用者の掘り起こしを図ります。	
変更点	
・図書館の蔵書数は36万冊を超え、既に図書の量的な充実を図ることができていることから、今後の目標としては、「図書の質的向上」を図ることを明記した。 ・図書の利用促進として実施している「効果的な図書の展示」及び「適切なレファレンス（資料相談）への対応」について明記した。 ・図書館の利用者の掘り起こしとして実施している「多様な関係機関と連携した相談会・講演会などの開催」について明記した。	

主な取組

①生活に役立つ図書の質的向上と利用促進

担当課：市立図書館	
案	改正前
市民の多様なニーズの的確な把握、職員の選書能力の更なる向上に努めつつ、実用書・一般教養書などを収集し、健康、医療、介護、年金、法律、ビジネスなど生活に役立つ図書の質的向上を図るとともに、効果的な図書の展示や適切なレファレンス（資料相談）への対応により、その利用を促進します。また、引き続き、多様な関係機関と連携し相談会や講演会などを開催することにより、利用者の掘り起こしを図ります。	健康、医療、介護、年金、法律、ビジネスなど生活に必要な情報を市民が利用しやすいよう、コーナーや資料の充実を図ります。 また、関係機関との連携により、各種相談会や関連講座を開催するなど、新規の利用者の掘り起こしに努めます。
変更点	
・図書の利用促進として実施している「効果的な図書の展示」及び「適切なレファレンス（資料相談）への対応」について明記した。 ・図書館の利用者の掘り起こしとして実施している「多様な関係機関と連携した相談会・講演会などの開催」について明記した。	

3 郷土で育む学びのあるまち

基本施策3-1 学校給食における地産地消の推進

担当課：学校給食課	
案	改正前
学校給食用食材の県産品の利用率は高まっており、児童生徒の地元の食べ物に対する認識も深まりつつあります。しかし、こうした経験を通じたふるさとへの思いや関心の深まりについては、今後さらに育まれていくことが望まれます。 食に関する指導を充実を図るとともに、県産品利用のさらなる利用推進や地場産物を活用した取組を継続・充実させることにより、児童生徒が地域の良さや食の大切さに自ら気づき、考える機会を大切にしていきます。 また、これらの取組を通して、それぞれがふるさとへの思いや関心を深めるとともに、食に対する感謝の気持ちについても理解を広げていくことを目指します。	学校給食用食材の県産品利用率は高くなってきましたが、児童生徒の地元の食べ物に対する認識はまだ低く、ふるさとに愛着をもつまでに至っていません。 食に関する指導を充実させるとともに、県産品利用の更なる推進、地場産物を活用した取組を引き続き充実させることにより、児童生徒のふるさとに対する誇りや愛着、食に対する感謝の気持ちをより一層育む必要があります。
変更点	
・地場産物を活用した取り組み等を通じて「児童生徒が地域の良さや食の大切さに自ら気づき、考える機会を大切にする」という主体的・探究的な姿勢を明記した。	

主な取組

①学校給食用食材の県産品利用の推進と充実

担当課：学校給食課	
案	改正前
地場産物の使用割合を高めるため、地元企業、JAなど関係団体と連携し、地場産物の活用を進めます。また、地産地消を推進することで、輸送に伴うCO₂排出量を削減し環境へ	地場産物の使用割合を高めるため、地元JAなど関係団体との連携と情報共有を図ります。

の配慮にもつなげます。	
変更点	
・地産地消の推進による CO ₂ 排出量削減など、環境への配慮の視点を追加した。	

②給食関係者と児童生徒の交流の実施

担当課：学校給食課	
案	改正前
給食に携わる人々の思いを知り、感謝の気持ちを育むこと目的として、給食関係者との交流事業を実施します。	生産者の思いを伝え、感謝の気持ちを育むため、生産者との交流事業を実施します。
変更点	
・生産者に限らず、学校給食に関わる関係者との交流を通じて、食育を進めることを目的に、「生産者との交流事業」を「給食関係者との交流事業」に変更した。	

③児童生徒から募集した地元食材を使用した献立の実施

担当課：学校給食課	
案	改正前
ふるさとへの理解を深め、愛着を持つことができるよう、児童生徒から地元食材を取り入れた献立を募集し、全国学校給食週間等に提供します。	児童生徒から地元食材を取り入れた献立の募集を行い、全国学校給食週間等に提供します。
変更点	
・学校給食を通じたふるさと教育の姿勢を明確にした。	

④郷土料理等の積極的な導入と継承

担当課：学校給食課	
案	改正前
ふるさとへの愛着や、地域の自然・文化・産業などへの理解を深めるため、地域の食材を使用した献立や郷土料理等を積極的に取り入れ、ふるさと米子の食や魅力を伝えます。	ふるさとへの愛着や、地域の自然、文化、産業などに関する理解を深めるため、地域の食材を使用した献立や郷土料理等を積極的に導入し、ふるさと米子の食や魅力を伝えます。

変更点
・施策目標の達成に一定の成果を上げていることから、基本的な方向性を維持し、課題解決に向けて次期計画でも継続して推進する。

⑤地産地消の取組に関する情報発信

担当課：学校給食課	
案	改正前
地産地消の取組や地域食材、郷土料理等について、給食だよりやＳＮＳ等を活用した情報発信により、地域や家庭の理解を深め、地産地消の推進につなげます。	新規
変更点	
※新規のため記載なし。	

基本施策３－２ 多様な人材育成の推進

担当課：生涯学習課	
案	改正前
市民の主体的な学びと次世代を担う若者の成長を支援するため、市民一人ひとりの日々の学びを支える「ひとづくり」と、交流を通じて地域を支え合う「つながりづくり」を推進するとともに、すべての市民が多様な価値観に触れ、新たな知識や技術を習得できる機会を提供に取り組めます。 世代を超えた人々が共に学び、高め合う過程で、郷土への誇りと愛着を育み、次世代の地域社会を担う活力ある人材の育成を目指します。	米子人生大学では、受講者アンケートを参考に、満足度の高い学習講座を開催していますが、参加者の固定化や高齢化が進み、登録者の減少が進んでいます。よなごアカデミーでは、時機に合ったテーマを取り上げることで、幅広い年齢層の参加者を得ていますが、参加者を増やす工夫が必要です。 成人式は、新成人で組織する実行委員会が中心となって式典を運営しており、その姿を目にした会場内の新成人たちに社会人としての責任や義務の自覚を促しています。今後更に、郷土への誇りと愛着を醸成することができるような工夫が必要です。

変更点
・多様な人材育成を図るため、地域の「ひとづくり」、「つながりづくり」を主眼に置き、事業実施に取り組む。

主な取組

①大人の学びへの支援

担当課：生涯学習課	
案	改正前
市民講座および市内各公民館で開催する社会教育講座を通じて「ひとづくり」、「つながりづくり」に取り組みます。 幅広い世代の関心や必要性に応じた時宜にかなったテーマを設定することにより、参加層の固定化や高齢化といった課題を解消し、多世代が共に学び、交流できる機会を創出します。 また、市民の相談や要望に応じて、市が主催・共催する学習講座や公民館で開催される社会教育講座、とっとり県民カレッジの連携講座などの「学びの情報」を提供します。	新規
変更点	
※新規のため記載なし。	

①二十歳を祝う会の開催

担当課：生涯学習課	
案	改正前
二十歳を祝う会では、社会人としての自覚を促すとともに、郷土への誇りと愛着を醸成することを目的として、実行委員会による自主的な運営を行うなど、工夫を凝らすことで、次世代を担う人材の育成に努めます。	市民の生涯学習意欲に応えるため、関心の高い内容を中心に学習講座を提供する。 また、本市で生まれ育った子どもたちの20歳の門出を祝うとともに、社会人としての責任の自覚や郷土への誇りと愛着を醸成するため、式

	典を開催します。
変更点	
・引き続き、実行委員による企画・運営を行いながら、参加者の郷土への愛着を醸成し、本市の次世代を担う人材の育成を目指す。	

基本施策 3 - 3 歴史文化遺産の保存と活用

担当課：文化振興課	
案	改正前
米子市に伝わる歴史文化遺産を取り巻く状況は、少子高齢化や地域コミュニティの縮小などの社会変化により、これまで文化財の保存・継承を担ってきた仕組みや人材の維持が困難となり、その支援に取り組むことが喫緊の課題となっています。 そのために、文化財保護の中・長期的な基本方針を示すマスタープランと、具体的な取組を推進するアクションプランの両方の役割を担う「米子市文化財保存活用地域計画」を基に各事業の進捗管理を図りながら、文化財を適切に保護し、学校教育・社会教育・地域活動と連携した継続的な取組を進めることで、次世代に継承していく必要があります。	過疎化・少子高齢化などによる今日の社会変化により、これまでの仕組みでは、貴重な文化財が失われていく恐れが出てきており、地域社会総がかりで、その継承に取り組むことが喫緊の課題となっています。そのためには、文化財保護の中・長期的な基本方針を定めるマスタープランと、短期的に具体的に取り組むアクションプランの両者の役割を担う「文化財保存活用地域計画」の策定が必要です。文化財の指定にとどまり、整備が不十分なケースや過去に実施した整備箇所の劣化が進んでいるケースが生じています。これまで文化財の保存や活用を支えてきた個人や団体が少子高齢化や人材難によりその力を発揮できなくなっているため、興味を持たれている一般の方々を取り込み、人材育成を図っていく取組が求められています。興味関心の偏り（特定の文化財や年齢層）が解消できておらず、また、ソフト事業で提供するメニューのマンネリ化が見られ、様々な年齢層に文化財の魅力、価値、重要性を認識してもらうことができていません。
変更点	
・米子市文化財保存活用地域計画（令和5年度策定）を基に文化財の保存と活用に官民協働で取り組むこととした。	

主な取組

①歴史文化遺産の保存整備の推進

担当課：文化振興課	
案	改正前
地域の貴重な歴史文化遺産を次世代に継承するため、米子城跡や尾高城跡などの指定文化財の整備に取り組めます。また、歴史文化遺産の解説看板の設置や AR 案内看板の活用を推進していきます。	米子城跡や尾高城跡など指定文化財の整備に取り組むとともに、これまでの指定文化財を中心とした取組から一歩踏み込んで地域に眠る未指定を含めた文化財を幅広く掌握し、現状把握を行い、その継承に取り組めます。
変更点	
・文化財整備の目的を新設し、保存整備が歴史継承のための基盤づくりであることを明確にした。	

②歴史文化遺産を活用した学びの推進

担当課：文化振興課	
案	改正前
地域に伝わる歴史文化遺産を学校教育における学習教材として、校外学習や体験活動を通じて、児童生徒が地域の歴史や伝統文化について学ぶ機会を提供します。また、地域住民が歴史や文化に親しみ、学ぶことができるように、関係機関と連携して歴史講座や現地ウォーク、企画展示、ワークショップなどを開催し、多様な学習機会を提供していきます。	学校教育や生涯学習からのニーズの把握と新たな切り口による文化財に触れる機会の創出や新たなメニューを提供し、活用の事業展開に活かします。 また、歴史関係以外の様々な団体、施設とも連携協力を図り、地域に根差したテーマの企画展、講演会、講座、時宜を得た資料展示などを実施します。
変更点	
・住民が歴史や文化に親しめる「体験型・双方向型」の学習機会へと多様化させた。	

基本施策 3 - 4 文化芸術活動の推進

担当課：文化振興課	
案	改正前
市民が文化芸術に親しみ、学び、発表する多様な機会の充実を図るとともに、関係団体や地域との連携を深めます。鑑賞・参加・発表の循環を通じて活動の裾野を広げ、地域のにぎわいの創出と文化芸術を担う人材の育成を推進します。	新規
変更点	
※新規のため記載なし。	

主な取組

①文化芸術に親しみ、学ぶ機会の充実

担当課：文化振興課	
案	改正前
市民が日常の中で気軽に文化芸術に親しみ、学ぶことができる環境づくりを進めます。美術館やホールなどの文化施設において、郷土ゆかりの作品や時代の流れを取り入れた展覧会、多様なジャンルの音楽や舞台芸術など、幅広い鑑賞機会を提供します。 また、ワークショップや体験型講座の充実を図り、文化芸術を「見る」だけでなく「学び、体験する」機会を広げていきます。さらに、文化芸術と観光やまちづくりなど他分野と連携した取組を進めることで、地域のにぎわいの創出にもつなげ、市民が世代を超えて文化芸術に親しめる環境の充実をめざします。	新規
変更点	
※新規のため記載なし。	

②文化芸術を担う人材の育成

担当課：文化振興課	
案	改正前
文化芸術活動を支え、次世代へとつないでいく人材の育成に取り組めます。市美術展覧会や市音楽祭、秋の文化祭などの開催を通じて、市民が日頃の成果を発表できる機会を充実させるとともに、活動意欲の向上や交流の促進を図ります。 また、ワークショップや実技講座、専門家による指導の機会を設けることで、子どもから大人まで幅広い世代が文化芸術に主体的に関わり、技術や表現力を高めることができる環境を整えます。さらに、学校や文化団体、地域、関係機関との連携を深めることで、継続的に活動できる基盤づくりを進め、地域に根ざした文化芸術を支える人材の育成をめざします。	新規
変更点	
※新規のため記載なし。	

基本施策3－5 学びあう地域づくりの支援

担当課：生涯学習課・学校教育課・こども政策課	
案	改正前
子どもたちを取り巻く環境が激しく変化し、学校が抱える課題が複雑化・多様化する中で、地域全体で子どもたちを育む体制づくりが不可欠となっています。 目指す子ども像の実現に向け、全ての小中学校で展開するコミュニティ・スクールの活動を活性化させるとともに、学校と地域の様々な団体や住民がゆるやかにつながる地域学校協働活動を推進します。	子どもたちを取り巻く環境の著しい変化に伴い、学校が抱える課題は複雑化・多様化しており、学校の努力だけで解決するには限界があります。そこで、米子市版コミュニティ・スクールの導入を進めるとともに、学校の目指す子ども像の実現に向けて地域の様々な団体や住民がゆるやかにつながり、地域学校協働活動に取り組めます。

学校と地域が一体となって子どもたちの学びや成長を支えることで、社会全体で教育活動を支援する「学びあう地域づくり」を目指します。	
変更点	
・市内全ての小中学校がコミュニティ・スクールとなった。それぞれの学校が「目指す子ども像」の実現に向けて、学校運営協議会での活発な熟議や、多様な地域学校協働活動を展開できるよう引き続き支援に努める。	

①地域とともにある学校づくり

担当課：生涯学習課・学校教育課	
案	改正前
地域住民等の学校運営への参画を促し、地域全体で子どもたちの成長を支えるため、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進を図ります。	地域住民等が学校運営に参画し、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支える米子市版コミュニティ・スクールの導入を推進します。
変更点	
・前期計画において、米子市版コミュニティ・スクールの導入を行った。引き続き地域住民と学校が連携して地域とともにある学校づくりを推進するための取組の充実を図る。	

②学校を核とした地域づくりの推進

担当課：生涯学習課・学校教育課・こども政策課	
案	改正前
地域学校協働活動（学校支援ボランティア、放課後子ども教室等）をはじめ、幅広い地域住民の参画を得て、学校が地域と連携・協働し、地域に愛着や誇りを持つ児童生徒の育成を目指します。	学校支援ボランティアなど既存の活動を継承しながら地域学校協働活動を推進し、豊かな人間性と創造力を持ち、地域に愛着や誇りを持つ児童・生徒の育成を図ります。
変更点	
・引き続き、学校支援ボランティアや放課後子ども教室などにおいて、地域住民の協力を得て、めざす子ども像の実現に向けた取組を推進する。	

③地域学校協働活動推進員への支援

担当課：生涯学習課・学校教育課	
案	改正前
各校に配置している地域学校協働活動推進員を対象に、情報共有や相談の場の提供、研修の充実を図ることで、その専門性や資質の向上を支援します。地域と学校のつなぎ役である推進員への支援体制を整えることにより、地域学校協働活動のさらなる活性化と連携強化を推進します。	地域と学校をつなぎ地域学校協働活動をコーディネートするため、コミュニティ・スクールを導入した学校に地域学校協働活動推進員を配置します。
変更点	
・前期計画において市内全ての小中学校へ地域学校協働活動推進員を配置した。引き続き研修や情報共有等を通じて、進員の専門性や資質の向上を支援する。	

基本施策 3－6 公民館活動の充実

担当課：地域振興課	
案	改正前
公民館は地域における学びや交流の拠点であり、地域で学び、その学びを地域での生活や行動につなげるには、「ひとづくり」や地域の住民間や地域団体との「つながりづくり」が重要です。 公民館を拠点とした多世代がともに集い、地域の歴史や文化、生活の知恵などを学ぶ多彩な学習や活動の機会を提供し、学びや地域住民同士の絆を深めます。	社会教育推進の取組として公民館運営事業を実施していますが、参加者の固定化が目立つため、新たな参加者を呼び込む工夫が必要です。人口減少時代に入り、社会教育を基盤とした地域づくりが期待されており、更なる取組の強化が必要となります。
変更点	
・公民館主催の公民館運営事業に限定せず、地域団体等との関わりを含めて取り組んでいる実態に沿った記載に見直した。	

①地域におけるひとづくり、つながりづくり

担当課：地域振興課	
案	改正前
公民館で実施する社会教育講座の開催や、公民館祭や地区運動会、伝統芸能イベントなどの開催などを通じて地域住民間の相互理解と連帯感を深めます。 これにより、地域住民が主体的に関わり合いながら活気ある地域社会を共に創り上げる機運を醸成し、地域でのいきいきとした生活や役割を担うひとづくりを推進します。	公民館運営事業として、館報やホームページ等による広報、公民館大学や学習講座の開催、体育・文化行事、ひとづくり・まちづくり事業等の各種事業を実施します。
変更点	
・前期のふりかえりとして、運営側の人材育成が課題であり、役割を担うひとづくりを追加した。 ・公民館主催の公民館運営事業に限定せず、地域団体等との関わりを含めて取り組んでいる実態に沿った記載に見直した。	

基本施策3-7 子どもの地域活動の支援

担当課：こども政策課・地域振興課	
案	改正前
世帯構成の変化や地域や社会との関わりが薄れるなか、学校以外での体験を通じた子どもの豊かな人間力を育む取組は重要です。 子どもたちが地域とのつながりを深め、自主的・主体的な行動や、コミュニケーション能力、社会性を身につけられるよう、地域における多様な体験活動や地域住民との交流活動への支援をするとともに、地域全体で子どもを育てるまちづくりに取り組みます。	今後、各学校へのコミュニティ・スクール導入が進んでいく中で、地域の受け皿となることが期待される事業ですが、参加者が限定的な傾向が課題となっています。小学生は一定数の参加がありますが、中高生の参加が少ないことや人口減少・高齢化の進行に伴い事業の担い手となる地域のボランティア等の確保が困難になりつつあります。
変更点	
・学校以外における子どもの育成支援について追加	

①子どもの地域活動の支援

担当課：こども政策課・地域振興課	
案	改正前
地域住民が主体的に実施する公民館等を拠点とした多様な子どもたちの体験活動や、地域住民との交流活動を支援するとともに、子どもの学校以外での居場所づくりにつながる取組を支援します。 また、子どもたちが自らまちづくりに関わり、将来地域を担う人材につながるよう、イベントへの参加だけでなく、運営側としてのボランティア参加を働きかけていきます。	子どもの健やかな成長にとって地域社会が果たす役割は重要であるため、地域における社会教育やコミュニティ活動の拠点である公民館を子どもたちの活動拠点として、地域の子どものは地域で育てるという意識のもと、地域の協力を得て様々な体験活動や地域住民との交流活動を支援する事業を実施します。
変更点	
・学校以外での地域での居場所づくりの取組への支援を追加。 ・前期で課題となった、イベントだけでなく運営側としての参加を促す取組を追加。	

基本施策３－８ 家庭教育への支援

担当課：こども政策課	
案	改正前
核家族化や少子化、地域とのつながりの希薄化などにより、子育てに不安や悩みを抱える保護者が孤立する状況も指摘されており、家庭教育を支える環境は大きく変化しています。 このため、全ての保護者が安心感と自信をもって家庭教育を行えるよう、学習機会の提供や保護者同士の交流促進、相談支援体制の充実を図ります。また、保育施設等・学校・地域団体等と連携し、子どもの基本的生活習慣の形成や親子の信頼関係づくりを支援するとともに、社会全体で家庭教育を支える環境づくりを推進します。	新規

変更点
※新規のため記載なし。

①保護者の相談・学習・つながりづくりに関する機会の創出

担当課：こども政策課	
案	改正前
家庭教育支援チームによる活動や PTA 子育て講座などを通じ、学習機会の提供や保護者同士の交流促進、相談支援体制の充実を図るとともに、保育施設・学校・地域団体等と連携し、「そうだね（そげだね）運動」(※注1)や「早寝・早起き・朝ごはん」(※注2)などの子どもが健やかに成長・自立していくために重要かつ基礎的な事項の周知啓発に取り組みます。 ※注1…親子の信頼関係づくりを目的とした、「子どもの方を向いて、子どもの話に耳を傾け、「そうだね（そげだね）」と共感する取組」 ※注2…子どもの基本的生活習慣の形成を目的とした、「早寝、早起き及び朝ごはん摂取の取組」	新規
変更点	
※新規のため記載なし。	

4 健康で安心して学べるまち

基本施策4-1 健康でたくましく、命を大切にする子どもの育成

担当課：学校教育課・スポーツ振興課	
案	改正前
子どもを取り巻く生活環境の急激な変化等の要因により、体力・運動能力の低下、二極化傾向、外的要因による健康被害等、体力向上や健康の保持増進に係る問題が喫緊の課題となっています。 また、気象条件や社会的条件の変化により、子どもの命や安全を脅かす事態が身近に迫ってきています。一方、子どもたち自身の、命の重みに対する感受性が弱まっていることも指摘されています。 こうした課題の解決に向けて、小・中学校が連携して、子どもの体力・運動能力の向上、健康で安全な生活、自他の命を大切にする態度や実践力の育成を図ります。	子どもを取り巻く生活環境の急激な変化などの要因により、体力・運動能力の低下・二極化傾向、外的要因による健康被害など、体力向上や健康の保持増進に関する課題が顕著になってきています。 また、気象条件や社会的条件の変化により、子どもの命や安全を脅かす事態が身近に迫ってきています。一方、子どもたち自身の、命の重みに対する感受性が弱まっていることも指摘されています。 こうした課題の解決に向けて、体力・運動能力の向上、健康で安全な生活、自他の命を大切にする態度や実践力の育成が必要です。
変更点	
小中連携の必要性を明記し、より学校現場が主体となって教育を実践する姿勢を示した。	

主な取組

①体力・運動能力の向上を図る取組の充実

担当課：学校教育課・スポーツ振興課	
案	改正前
幼児期から日常的に体を動かすことに親しみを持てる機会の充実を図るとともに、運動に馴染みのない子どもたちも含めたすべての子に体を動かすことの楽しさを伝えるため、多様な運動を経験できる機会を提供します。	発達段階に応じた適切な運動を行ったり、運動能力を高めたりするための指導方法の工夫改善を図り、児童生徒の体力・運動能力の向上に努めます。 また、運動の楽しさや喜びを実感させることによ

また、子どもたちが安全な環境のもとで適切な指導を受けながら、安心してスポーツ活動を継続できる環境の充実を図ります。あわせて、学校教育における発達段階に応じた指導方法の工夫改善により、児童生徒の体力・運動能力の向上を図り、運動の楽しさや喜びの実感を通じて、生涯にわたって健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための意欲と実践力を育成します。	り、生涯にわたって健康を保持増進し、豊かなスポーツライフの実現に向けた意欲と実践力の育成に努めます。
変更点	
・体力向上に関し、幼児期の親しみから学校教育、将来への生涯スポーツへと切れ目ない一貫した育成を重視する姿勢を示した。	

②健康教育の充実

担当課：学校教育課	
案	改正前
児童生徒の健康の保持増進を図るため、定期健康診断や健康に関する保健指導を実施し、疾病の防止や早期発見に努めるとともに、基本的な生活習慣の定着に努めます。 また、食に関する知識を習得させるとともに、自然の恩恵や食に関わる人々への感謝の念を持てるように指導し、望ましい食習慣の形成に努めます。	児童生徒の健康の保持増進を図るため、定期健康診断や健康に関する保健指導を実施し、疾病の防止や早期発見に努めるとともに、基本的な生活習慣の定着に努めます。 また、食に関する知識を習得させるとともに、自然の恩恵や食に関わる人々への感謝の念を持てるように指導し、望ましい食習慣の形成に努めます。
変更点	
・施策目標の達成に一定の成果を上げていることから、基本的な方向性を維持し、課題解決に向けて次期計画でも継続して推進する。	

③いのちの教育の充実

担当課：学校教育課	
案	改正前
心身に様々な影響を与え、健康を損なう原因となる喫煙、飲酒、薬物乱用やメディア依存等に関する理解を深めるとともに、健康を害する状況に陥らないようにするための思考力・判断力の育成に努める。 また、人間の誕生の喜びや生きることの尊さを知り、自他の生命を尊重しようとする態度や実践力の育成に努める。	心身に様々な影響を与え、健康を損なう原因となる喫煙、飲酒、薬物乱用やメディア依存等に関する理解を深めるとともに、健康を害する状況に陥らないようにするための思考力・判断力の育成に努めます。 また、人間の誕生の喜びや生きることの尊さを知り、自他の生命を尊重しようとする態度や実践力の育成に努めます。
変更点	
・施策目標の達成に一定の成果を上げていることから、基本的な方向性を維持し、課題解決に向けて次期計画でも継続して推進する。	

④防災・安全教育の充実

担当課：学校教育課	
案	改正前
多様化・深刻化する自然災害・人的災害などへの備えを行うとともに、具体的な場面を想定した防災教育の推進により、周囲の状況に応じて臨機応変に行動する力など、災害から身を守る実践力の育成に努める。 また、身の回りの生活における様々な危険から身を守るために、それぞれの要因の理解や予測する力、状況に応じて適切に対応する力の育成に努めます。	多様化・深刻化する自然災害・人的災害などへの備えを行うとともに、災害発生時及び発生後に、周囲の状況に応じて臨機応変に行動することなど、災害から身を守るための知識や態度、実践力の育成に努めます。 また、身の回りの生活における様々な危険から身を守るために、それぞれの要因の理解や予測する力、状況に応じて適切に対応する力の育成に努めます。

変更点
・想定される自然災害や人的災害に対し、より具体的な場面を想定した防災教育の重要性を示した。

基本施策 4-2 学校における食育の推進

担当課：学校給食課・こども政策課	
案	改正前
生涯を通じて健全な食生活を実践できるよう、食の自己管理能力の育成と正しい基礎知識の定着を図り、子どもの食育を継続的に推進します。 現在、栄養教諭や学校栄養職員を中心とした指導により給食の残量は減少しているものの、朝食の摂取率に大きな変化が見られないなど、児童生徒の食生活の改善には依然として課題が残されています。 そのため、児童生徒が正しい知識と望ましい食習慣を確実に身に付けられるよう、栄養教諭等が学級担任をはじめとする教職員と緊密に協働・連携し、各教科や給食時間において学校給食を「生きた教材」として有効に活用した実践的な指導を行います。あわせて、ICT等を活用した効果的な指導方法の研究・導入を進めるとともに、栄養教諭等を中核とした学校・家庭・地域の強固な連携により、社会全体で食育のさらなる充実を図ります。 また、食育の推進に当たっては、食育推進計画との整合を図りながら学校における食育の取組を計画的かつ継続的に実施し、家庭や地域と目標や課題を共有することで、子どもたちの望ましい食習慣につなげます。	食の自己管理能力の育成と正しい基礎知識の定着を図り、生涯を通じて健全な食生活を実践できる子どもの育成に努めます。 栄養教諭、学校栄養職員が給食時間や授業などで食に関する指導を実施しており、給食の残量は減ってきてはいるものの、児童生徒の食生活の変容に十分には至っていません。 児童生徒が食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるよう、栄養教諭、学校栄養職員が学級担任等と連携して、各教科や給食時間において学校給食を「生きた教材」として有効活用した実践的な指導を行うなど、継続的に食育を推進するとともに、ICT等を活用したより効果的な指導方法についても今後研究していく必要があります。 さらに栄養教諭、学校栄養職員を中核として、学校・家庭・地域の連携による食育の充実を図る必要があります。

変更点
・「知識としての食育」にとどまらず、生涯を通じて健全な生活を実践できる「自己管理能力の育成」を目標に掲げた。 ・現状の課題である「朝食摂取率の伸び悩み」などを直視し、子どもたちの日常生活の改善に直結する食育の継続的な推進を記載した。

主な取組

①各教科等における食に関する指導の実施

担当課：学校給食課	
案	改正前
各教科等を通して学級担任等と連携し、食に関する指導を実施します。	各教科等を通じて学級担任等と連携した食に関する指導を実施します。
変更点	
・施策目標の達成に一定の成果を上げていることから、基本的な方向性を維持し、課題解決に向けて次期計画でも継続して推進する。	

②給食の時間における食に関する指導の実施

担当課：学校給食課	
案	改正前
給食時間において、「生きた教材」である学校給食を有効に活用し、実践的な食に関する指導を実施します。	給食時間に「生きた教材」である学校給食を有効に活用した実践的な指導を実施します。
変更点	
・施策目標の達成に一定の成果を上げていることから、基本的な方向性を維持し、課題解決に向けて次期計画でも継続して推進する。	

③保護者への食育に関する啓発と情報発信

担当課：学校給食課・こども政策課	
案	改正前
食育だよりの家庭配布や給食試食会等における講話を通して、児童生徒の食生活の状況、望ましい食生活のあり方などについて、家庭教育に関する取組と連携し、保護者への啓発を行います。 また、学校給食献立レシピの市報への掲載やホームページでの紹介、学校給食を活用した取組について、マスメディアやＳＮＳ等を活用し、効果的な情報発信を行います。	給食だよりなどの家庭配布や給食試食会などにおける講演により、児童生徒の食生活の状況、望ましい食生活のあり方などについて、保護者への啓発を行います。 また、学校給食献立レシピの市報、ホームページへの掲載や学校給食を活用した取組をマスメディアなどで効果的に情報発信を行います。
変更点	
・「ＳＮＳ等」の活用を新たに明記した。これにより、子育て世代を含む幅広い市民層に対して、学校給食の魅力や食育の取組を、身近な形で届けられる発信体制について明記した。	

基本施策４－３ スポーツに親しむことのできる環境づくり

担当課：スポーツ振興課	
案	改正前
すべての市民がそれぞれのライフスタイルに応じて、いつでも気軽にスポーツに親しみ、心身ともに健康的な生活を送ることができる環境の整備を推進します。 特に、マルチタスク世代への機会提供や身近な地域での活動支援をするとともに、施設の適正な維持管理をすることで、スポーツ活動に取り組める環境づくりを目指します。	新規
変更点	
※新規のため記載なし。	

①成年期からのスポーツ活動の推進

担当課：スポーツ振興課	
案	改正前
市民がスポーツに親しみ、健康的な生活を送ることができるよう、気軽に取り組めるスポーツ活動等の啓発や情報提供に努めるとともに、市民がスポーツをする機会の充実を図ります。 また、市主催のスポーツ大会においては、競技団体と連携を図り、より市民が参加しやすいスポーツ大会の開催に努めます。	新規
変更点	
※新規のため記載なし。	

②地域のスポーツ活動の推進

担当課：スポーツ振興課・こども施設課	
案	改正前
スポーツ活動を通じて「地域」や「まち」が元気になるよう、地域住民が主体となったスポーツ活動を行い、地域スポーツの活性化を目指します。 地域住民がよりスポーツに親しむことができるよう、小中学校の体育館やグラウンドなど学校体育施設の円滑な開放に努め、地域のスポーツ活動の推進を図ります。 また、子どもたちのスポーツ活動が充実するよう、地域での受け皿づくりや指導者等の人材育成など、学校部活動の地域展開の推進を図ります。	新規

変更点
※新規のため記載なし。

③スポーツ施設の充実

担当課：スポーツ振興課	
案	改正前
老朽化が進んでいるスポーツ施設の修繕等を行うとともに、ユニバーサルデザイン化等、時代のニーズに合った機能強化についても検討を進め、改修・整備を行うことで、安全、安心なスポーツ施設等の充実を図ります。	新規
変更点	
※新規のため記載なし。	

[米子市教育振興基本計画に関するお問い合わせ先]

米子市教育委員会事務局こども政策課学校政策担当

〒683-0811 鳥取県米子市錦町一丁目 139-3

電 話 : 0859-23-5421

F A X : 0859-23-5137

電子メール : kodomo-seisaku@city.yonago.lg.jp

現行計画			次期計画（案）			
1	心を育む学びのあるまち			1	心を育む学びのあるまち	
1－1	豊かな心と創造性をもった子どもの育成			1－1	豊かな心と創造性をもった子どもの育成	
①	心の教育の充実			①	心の教育の充実	
②	人権教育の充実			②	人権教育の充実	
③-1	生徒指導の充実（スクールソーシャルワーカー活用事業）		③-1と③-2を統合	③	生徒指導の充実（スクールソーシャルワーカー活用事業、いじめ・不登校対応）	
③-2	生徒指導の充実（いじめ・不登校対応）					
④	ふるさと・キャリア教育の充実			④	ふるさと・キャリア教育の充実	
1－2	安全で安心な学校施設の改善			1－2	安全で安心な学校施設の実現と環境に配慮した学校教育環境整備の推進	
①	学校施設大規模改修・非構造部材の耐震化		1－2と1－3を統合	①	学校施設大規模改修・非構造部材の耐震化	
②	学校施設整備（改修）事業			②	学校施設整備（改修）事業	
1－3	環境に配慮した学校教育環境整備の推進			③	環境に配慮した施設整備の推進	
①	学校施設維持管理事業					
②	学校施設のバリアフリー化事業					
1－4	学校ＩＣＴ環境の整備			1－3	学校ＩＣＴ環境の整備	
①	ＩＣＴ機器整備事業			①	ＩＣＴ機器整備事業	
1－5	通学路の安全確保			1－4	通学路の安全確保	
①	危険箇所における安全対策と効果把握による対策の改善・充実			①	危険箇所における安全対策と効果把握による対策の改善・充実	
1－6	学校図書館の充実			1－5	学校図書館の充実	
①	学校図書館運営事業			①	学校図書館運営事業	
2	学ぶ楽しさのあるまち			2	学ぶ楽しさのあるまち	
2－1	確かな学力を身につけた子どもの育成			2－1	確かな学力を身につけた子どもの育成	
①	学力の向上を図る学びの充実			①	学力の向上を図る学びの充実	
②	特別支援教育・インクルーシブ教育の推進			②	特別支援教育・インクルーシブ教育の推進	
③	切れ目ない支援体制の推進			③	切れ目ない支援体制の推進	
④	外国語・英語教育の充実			④	外国語・英語教育の充実	
⑤	情報教育とＩＣＴ活用による授業の充実			⑤	情報教育とＩＣＴ活用による授業の充実	
			新設	⑥	経済的状況によらない子どもたちの学びや体験の機会の確保	
2－2	子ども地域活動の支援		3郷土で育む学びのあるまちへ移動			
①	子ども地域活動の支援					
2－3	子ども読書活動の推進			2－2	子ども読書活動の推進	
①	乳幼児期から本に親しむ機会の創出			①	乳幼児期から本に親しむ機会の創出	
②	子ども読書活動推進事業の実施			②	子ども読書活動推進事業の実施	
2－4	公民館運営の充実		3郷土で育む学びのあるまちへ移動・修正			
①	広報活動					
②	社会教育講座					
③	体育・文化事業					
④	ひとづくり・まちづくり推進事業					
2－5	公民館の整備		削除			
④	公民館施設等整備事業					
⑤	明道公民館整備事業					
2－6	生活に役立つ図書の充実		修正	2－3	生活に役立つ図書館機能の発揮	
①	生活充実図書整備事業			①	生活に役立つ図書の質向上	
3	郷土で育む学びのあるまち			3	郷土で育む学びのあるまち	
3－1	学校給食における地産地消の推進			3－1	学校給食における地産地消の推進	
①	学校給食用食材の県産品利用の推進と充実		修正	①	学校給食用食材の県産品利用の推進と充実	
②	生産者と児童生徒の交流の実施			②	給食関係者と児童生徒の交流の実施	
③	児童生徒から募集した地元食材を使用した献立の実施			③	児童生徒から募集した地元食材を使用した献立の実施	
④	郷土料理等の積極的な導入と継承			④	郷土料理等の積極的な導入と継承	
			新設	⑤	地産地消の取組に関する情報発信	
3－2	生涯学習活動の推進		修正	3－2	多様な人材育成の推進	
①	米子人生大学の開催		修正	①	大人の学びへの支援	
⑤	よなごアカデミーの開催		削除			
③	二十歳を祝う会の開催			②	二十歳を祝う会の開催	
3－3	歴史的文化遺産の保存と活用			3－3	歴史的文化遺産の保存と活用	
④	文化財保存活用地域計画の推進		削除			
②	文化財の保存整備の推進		修正	①	歴史文化遺産の保存整備の推進	
③	文化財の活用の展開		修正	②	歴史文化遺産を活用した学びの推進	
			新設	3－4	文化芸術活動の推進	
				①	文化芸術に親しみ、学ぶ機会の充実	
				②	文化芸術を担う人材の育成	
3－4	学びあう地域づくりの支援			3－5	学びあう地域づくりの支援	
①	地域とともにある学校づくり		修正	①	地域とともにある学校づくり	
②	地域学校協働活動の推進			②	学校を核とした地域づくりの推進	
③	地域学校協働活動推進員の配置			③	地域学校協働活動推進員への支援	
			2学ぶ楽しさのあるまちから移動・修正	3－6	公民館活動の充実	
				①	地域におけるひとづくり、つながりづくり	
			2学ぶ楽しさのあるまちから移動	3－7	子ども地域活動の支援	
				①	子ども地域活動の支援	
			新設	3－8	家庭教育への支援	
				①	保護者の相談・学習・つながりづくりに関する機会の創出	
4	健康で安心して学べるまち			4	健康で安心して学べるまち	
4－1	健康でたくましく、命を大切にすることの育成			4－1	健康でたくましく、命を大切にすることの育成	
①	体力・運動能力の向上を図る取組の充実			①	体力・運動能力の向上を図る取組の充実	
②	健康教育の充実			②	健康教育の充実	
③	いのちの教育の充実			③	いのちの教育の充実	
④	防災・安全教育の充実			④	防災・安全教育の充実	
4－2	学校における食育の推進			4－2	学校における食育の推進	
①	各教科等における食に関する指導の実施		修正	①	各教科等における食に関する指導の実施	
②	給食の時間における食に関する指導の実施			②	給食の時間における食に関する指導の実施	
③	食育に関する保護者への啓発と広報			③	保護者への食育に関する啓発と情報発信	
			新設	4－3	スポーツに親しむことのできる環境づくり	
				①	成年期からのスポーツ活動の推進	
				②	地域のスポーツ活動の推進	
				③	スポーツ施設の充実	

※黄色マーカー部分は社会教育に関する部分